

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 7 月 10 日

徳島県人事委員会委員長 石 本 寛 子

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（規則 6—87）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（権衡職員の範囲）

第 4 条 条例第 7 条の 5 第 1 項第 2 号等の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 単身赴任手当に関する規則（規則 6—123。以下「規則 6—123」という。）第 5 条第 2 項に該当する職員（以下「単身赴任手当権衡職員」という。）で、規則 6—123 第 5 条第 2 項第 3 号に規定する満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（新たに給料表の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年徳島県条例第 45 号）第 2 条第 3 項第 1 号に規定する職員派遣から職務に復帰した職員にあつては当該復帰）の直前の住居であつた住宅（前条に規定する公舎、職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額 1 万 4,000 円を超える家賃を支払っているもの
- (2) 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 14 年徳島県条例第 4 号）第 9 条第 1 項の規定により外国勤務手当（同条第 2 項の規定により在外単身赴任手当の額が含まれるものに限る。）を支給される職員のうち、外国に駐在を命ぜられたことに伴い、住居を移転し、同居していた満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該子が居住するための住宅として、当該命令の直前の住居であつた住宅（前条に規定する公舎、職員宿舎及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額 1 万 4,000 円を超える家賃を支払っているもの

附則第 1 項に見出しとして「（施行期日等）」を付す。

附則第 2 項の前に見出しとして「（一般職員給与条例の一部改正に伴う経過措置）」を付し、同項及び附則第 3 項を次のように改める。

- 2 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和 8 年徳島県条例第 23 号）の施行に伴い、同条例の施行の日において新たに同条例附則第 5 項の規定による改正後の一般職員給与条例第 7 条の 5 第 1 項（外国勤務手当を支給される職員に係る部分に限る。）の職員たる要件を具備するに至った職員は、第 6 条の規定の例により、その居住の実情を届け出なければならない。
- 3 前項の職員に対する第 9 条第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「これに係る事実の生じた日から 15 日」とあるのは、「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和 8 年徳島県条例第 23 号）の施行の日から 60 日」とする。

附則第 4 項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。